

東京府知事 宇佐美勝夫殿

法学博士 岡野敬次郎閣

学則改正認可申請書

本学大学部学則中別紙ノ通り改正致度学則改正要旨並理由相添  
 へ此段認可申請候也

10 商学部学科課程表の改正 (大正十四年三月)

大正十四年二月十二日

東京市神田区錦町二丁目二番地

中央大学学長

法学博士 岡野敬次郎閣

文部大臣 岡田良平殿

学則改正要旨及理由

商学部学科課程民法中ニ親族、相続ヲ加へ毎週ノ授業時数ヲ増  
 加シ選択科目中ニ刑法、国際公法ヲ加フル為メ之ニ関スル学則  
 ヲ改正セントス

学則ヲ改正スヘキ点

第十条第三商学部ヲ左記ノ通り変更ス

(欄外注記1)

大正一四年二月一九日 案起  
 主任 岡

(欄外注記2)

大正一四年三月五日 案起  
 主任 岡

(欄外注記3)

内務部長 (百濟印) 学務兵事課長 (近藤印)	内務部長 学務兵事課長 (近藤印)
進 達	下 付
中央大学 学則中変更ノ件 右第三式經由印ヲ捺シ 文部省へ進達スルモノトス	同上ニ対スル指令 大正十四年三月四日 認可 右第四式經由印ヲ捺シ 神田 郡区役所へ送付スルモノトス

(欄外注記5)

本学大学部学則改正認可申請書別冊主務省ニ御進達被成下度此  
 段御願候也

進 達 願

(欄外注記4)

大正十四年二月十二日

東京市神田区錦町二丁目二番地

中央大学学長

科 目	第一 学 年	第二 学 年	第三 学 年
	毎週 授業 時数	毎週 授業 時数	毎週 授業 時数
簿記 (銀行)	二	二	三
商 品 学	二	二	三
商 工 經 営	二	二	三
商 業 地 理	二	二	三
交 通 論 (鉄道、海運)	二	二	三
保 險 論 (生命、海上)	二	二	三
必 修 科 目	二	二	三

